

令和 5 年 度

高砂市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

高砂市監査委員

(注)

- 1 文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理した関係上、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
0. 0 ----- 該当数値はあるが単位未満のもの。  
「-」 ----- 該当数値がないもの。
- 3 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付してある。
- 4 文中で用いるポイントは、パーセント又は指数の差引数値である。

高 監 第 43号  
令和6年8月29日

高 砂 市 長  
都 倉 達 殊 様

高砂市監査委員  
朝 家 修  
山 口 司 郎

令和5年度高砂市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。

# 目 次

第1	審査の対象	-----	1
第2	審査の期間	-----	1
第3	審査の方法	-----	1
第4	審査の結果	-----	1
1	健全化判断比率	-----	2
2	資金不足比率	-----	2
3	健全化判断比率の状況	-----	3
	(1) 実質赤字比率	-----	3
	(2) 連結実質赤字比率	-----	5
	(3) 実質公債費比率	-----	7
	(4) 将来負担比率	-----	8
4	資金不足比率の状況	-----	9
	(1) 水道事業会計	-----	10
	(2) 工業用水道事業会計	-----	10
	(3) 下水道事業会計	-----	11
	(4) 病院事業会計	-----	11
	む す び	-----	12
参考資料	用語説明	-----	13

## 令和5年度 高砂市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の対象

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

なお、各比率の対象となる会計は次のとおりである。

**健全化判断比率等の対象となる会計等**

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
一般会計等	一 般 会 計	↕	↑	↑	↑	
その他の特別会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	↑	↑	↑	
		後期高齢者医療事業特別会計	↑	↑	↑	
		介護保険事業特別会計	↑	↑	↑	
	公営企業に係る特別会計（法適用）	水道事業会計	↓	↓	↓	↕
		工業用水道事業会計	↓	↓	↓	↕
下水道事業会計		↓	↓	↓	↕	
	病院事業会計	↓	↓	↓	↕	
一部事務組合・広域連合				↓	↓	
地方公社・第三セクター等					↓	

### 第2 審査の期間

自 令和6年 7月24日

至 令和6年 8月 8日

### 第3 審査の方法

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類が正確に作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類及び証書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して、審査を実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率については適正に算定され、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

以下、審査の概要について述べる。

## 1 健全化判断比率

(単位：%)

比率名	令和5年度	令和4年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	－	12.30	20.00
連結実質赤字比率	－	－	－	17.30	30.00
実質公債費比率	5.2	4.8	0.4	25.0	35.00
将来負担比率	51.6	61.0	△ 9.4	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「－」で表示している。

地方公共団体は、上記の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合(当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。)、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

- (1) 実質赤字比率では、実質赤字額は生じていないため算出されていない。
- (2) 連結実質赤字比率では、連結実質赤字額は生じていないため算出されていない。
- (3) 実質公債費比率は5.2%で、早期健全化基準(25.0%)を下回っている。
- (4) 将来負担比率は51.6%で、早期健全化基準(350.0%)を下回っている。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、次の算定式による。

- (1) 実質赤字比率早期健全化基準(標準財政規模が200億円以上500億円未満の団体)  

$$= ((\text{標準財政規模} + 1,000 \text{ 億円}) \div (120 \times \text{標準財政規模}) \times 100 + 20) \div 2 = 12.30$$
- (2) 連結実質赤字比率早期健全化基準 = 実質赤字比率早期健全化基準 + 5 = 17.30

## 2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	令和5年度	令和4年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	－	20.0
工業用水道事業会計	－	－	－	
下水道事業会計	－	－	－	
病院事業会計	－	－	－	

(注) 資金不足比率については、資金不足額がない場合は「－」で表示している。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計では、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算出されていない。

### 3 健全化判断比率の状況

#### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、次のとおりである。

#### 実 質 赤 字 比 率

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和4年度	増減	増減率
歳入総額 ①	44,623,119	43,221,451	1,401,668	3.2
歳出総額 ②	43,598,283	41,875,062	1,723,221	4.1
歳入歳出差引額 ①-②=③	1,024,836	1,346,389	△ 321,553	△ 23.9
翌年度に繰り越すべき財源 ④	9,985	55,430	△ 45,445	△ 82.0
一般会計等実質収支額 ③-④=A	1,014,851	1,290,959	△ 276,108	△ 21.4
標準財政規模 B	22,103,401	21,676,947	426,454	2.0
<b>実質赤字比率</b>	-	-	-	-
<b>(算定上の比率 A/B×100)</b>	(△4.59)	(△5.95)	(1.36)	-

(注) 翌年度に繰り越すべき財源④：事業繰越等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したものの繰越額から未収入特定財源を除いたものと等しい。  
( )内の数値は、実質赤字比率を負数で表示している。

[算定式]

$$\begin{aligned} \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{実質赤字額} &= \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源} \end{aligned}$$

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

令和5年度の実質収支額は1,014,851千円の黒字となり、実質赤字額がないことから、実質赤字比率は「-」で表示している。

実質赤字比率を算定上の数値で示すと、令和5年度は△4.59%であり、前年度に比べ1.36ポイント上昇(悪化)している。これは主に、一般会計等実質収支額が前年度に比べ276,108千円(21.4%)減少したためである。

当年度各会計別の実質収支額の内容は、次のとおりである。

### 一般会計等の実質収支額 A

(単位：千円)

区分 会計別	歳入総額 ①	歳出総額 ②	形式収支額 ③ = ① - ②	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 A = ③ - ④
一般会計	44,623,119	43,598,283	1,024,836	9,985	1,014,851
合計	44,623,119	43,598,283	1,024,836	9,985	1,014,851

前年度と比較した標準財政規模は、次のとおりである。

### 標準財政規模 B

(単位：千円、%)

項目	令和5年度	令和4年度	増減	増減率
標準税収入額等	18,014,850	17,479,580	535,270	3.1
普通交付税額	3,837,216	3,592,123	245,093	6.8
臨時財政対策債発行可能額	251,335	605,244	△ 353,909	△ 58.5
合計	22,103,401	21,676,947	426,454	2.0

健全化判断比率の各比率の算定にあたり、その分母の基となる標準財政規模は、標準的な一般財源の規模を示すもので、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。

令和5年度の標準財政規模は、22,103,401千円で、前年度に比べて426,454千円増加している。これは、臨時財政対策債発行可能額が353,909千円減少した一方で、標準税収入額等が535,270千円、普通交付税額が245,093千円それぞれ増加したためである。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、次のとおりである。

連結実質赤字比率

(単位：千円、%)

項 目	令和5年度	令和4年度	増減	増減率
一般会計 ①	1,014,851	1,290,959	△ 276,108	△ 21.4
実質収支額 ① = A	1,014,851	1,290,959	△ 276,108	△ 21.4
国民健康保険事業特別会計 ②	19,367	15,078	4,289	28.4
後期高齢者医療事業特別会計 ③	37,636	36,739	897	2.4
介護保険事業特別会計 ④	135,656	184,746	△ 49,090	△ 26.6
実質収支額 ②+③+④= B	192,659	236,563	△ 43,904	△ 18.6
水道事業会計 ⑤	599,755	570,047	29,708	5.2
工業用水道事業会計 ⑥	8,649	8,649	0	0.0
下水道事業会計 ⑦	622,496	653,220	△ 30,724	△ 4.7
病院事業会計 ⑧	1,012,726	1,048,721	△ 35,995	△ 3.4
資金剰余額 ⑤+⑥+⑦+⑧= C	2,243,626	2,280,637	△ 37,011	△ 1.6
合 計 A + B + C	3,451,136	3,808,159	△ 357,023	△ 9.4
標準財政規模 D	22,103,401	21,676,947	426,454	2.0
<b>連結実質赤字比率</b>	-	-	-	
(算定上の比率 (A+B+C) / D × 100)	(△15.61)	(△17.56)	(1.95)	

(注) ( )内の数値は、連結実質赤字比率を負数で表示している。

[算定式]

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{連結実質赤字額} &= (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) \\ &\quad - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余額合計額}) \end{aligned}$$

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計及び公営企業に係る特別会計を連結ベースで算定した実質収支額は、黒字となっており、連結実質赤字比率は、「-」で表示される。

連結実質赤字比率を算定上の数値で示すと、令和5年度は△15.61%であり、前年度に比べ1.95ポイント上昇(悪化)している。これは主に、実質収支額と資金剰余額の合計額が前年度に比べ357,023千円(9.4%)減少したためである。

実質赤字比率で算定した一般会計以外の会計別の実質収支額及び資金剰余額（資金不足額）の状況は次のとおりである。

特別会計（一般会計等以外）の実質収支額 B

（単位：千円）

区分 会計別	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形式収支額 (C)=(A)-(B)	翌年度に繰り越すべき財源 (D)	実質収支額 (E)=(C)-(D)
国民健康保険事業特別会計	9,386,105	9,366,738	19,367	0	19,367
後期高齢者医療事業特別会計	1,502,705	1,465,069	37,636	0	37,636
介護保険事業特別会計	7,804,274	7,668,618	135,656	0	135,656
合計	18,693,084	18,500,425	192,659	0	192,659

公営企業会計における資金剰余額（資金不足額） C

（単位：千円）

区分 会計別	流動資産等 (A)	解消可能資金不足額 (B)	流動負債等 (C)	算入地方債の現在高 (D)	資金剰余額（△資金不足額） (E)=(A)+(B)-(C)-(D)
水道事業会計	1,019,976	0	420,221	0	599,755
工業用水道事業会計	108,438	0	99,789	0	8,649
下水道事業会計	1,687,517	0	1,065,021	0	622,496
病院事業会計	1,824,684	0	811,958	0	1,012,726
合計	4,640,615	0	2,396,989	0	2,243,626

（注）流動資産等 流動資産－控除財源－控除額等  
 流動負債等 流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額等

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、次のとおりである。

実質公債費比率

(単位：千円、%)

項目	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
地方債の元利償還金 A	6,452,729	3,216,420	3,090,151	2,937,673
準元利償還金 B	1,860,706	1,980,567	2,039,287	2,087,469
特定財源 C	4,155,614	1,021,836	1,036,236	1,085,173
算入公債費等 D	3,108,923	3,175,064	3,179,900	3,172,333
標準財政規模 E	22,103,401	21,676,947	22,225,353	21,245,173
A + B	8,313,435	5,196,987	5,129,438	5,025,142
C + D	7,264,537	4,196,900	4,216,136	4,257,506
(A + B) - (C + D)	1,048,898	1,000,087	913,302	767,636
E - D	18,994,478	18,501,883	19,045,453	18,072,840
実質公債費比率(単年度) $\frac{(A+B) - (C+D)}{(E-D)} \times 100$	5.52	5.40	4.79	4.24
実質公債費比率 (3カ年平均)	5.2			
		4.8		

(注) 算入公債費等D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額。以下の表について同じ。

[算定式]

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

令和3年度から令和5年度までの3カ年平均の実質公債費比率は、前年度から0.4ポイント上昇(悪化)し、5.2%となった。これは令和5年度単年度の実質公債費比率が、令和2年度単年度の比率を上回ったことによるものである。

令和5年度の単年度の比率をみると、前年度から0.12ポイント上昇(悪化)し、5.52%となった。これは、標準財政規模E－算入公債費等Dが前年度と比べて492,595千円(2.7%)増加した一方で、地方債の元利償還金Aと準元利償還金Bの合計から特定財源Cと算入公債費等Dの合計を引いた額が前年度と比べて48,811千円(4.9%)増加したためである。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、次のとおりである。

将来負担比率

(単位：千円、%)

項目	令和5年度	令和4年度	増減	増減率
将来負担額 A	64,555,529	69,628,619	△ 5,073,090	△ 7.3
地方債の現在高 ①	42,034,492	45,742,179	△ 3,707,687	△ 8.1
債務負担行為に基づく支出予定額②	0	0	0	-
公営企業債等繰入見込額 ③	16,663,819	17,914,906	△ 1,251,087	△ 7.0
組合負担等見込額 ④	0	0	0	-
退職手当負担見込額 ⑤	5,857,218	5,971,534	△ 114,316	△ 1.9
設立法人の負債額等負担見込額 ⑥	0	0	0	-
連結実質赤字額 ⑦	0	0	0	-
組合連結実質赤字額負担見込額 ⑧	0	0	0	-
充当可能財源等 B	54,750,689	58,332,809	△ 3,582,120	△ 6.1
充当可能基金 ⑨	10,269,463	11,809,741	△ 1,540,278	△ 13.0
充当可能特定歳入 ⑩	8,737,725	9,325,269	△ 587,544	△ 6.3
うち都市計画税収	8,468,241	8,972,993	△ 504,752	△ 5.6
基準財政需要額算入見込額 ⑪	35,743,501	37,197,799	△ 1,454,298	△ 3.9
標準財政規模 C	22,103,401	21,676,947	426,454	2.0
算入公債費等 D	3,108,923	3,175,064	△ 66,141	△ 2.1
A - B	9,804,840	11,295,810	△ 1,490,970	△ 13.2
C - D	18,994,478	18,501,883	492,595	2.7
<b>将来負担比率</b> <b>(A - B) / (C - D) × 100</b>	51.6	61.0	△ 9.4	

[算定式]

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和5年度の将来負担比率は、前年度から9.4ポイント低下(改善)し、51.6%となっている。これは、将来負担額A - 充当可能財源等Bが前年度に比べ1,490,970千円(13.2%)減少し、標準財政規模C - 算入公債費等Dが前年度に比べ492,595千円(2.7%)増加したためである。

将来負担額は、前年度に比べ 5,073,090 千円減少しているが、これは、地方債の現在高で 3,707,687 千円、公営企業債等繰入見込額で 1,251,087 千円、退職手当負担見込額で 114,316 千円がそれぞれ減少したためである。

#### 4 資金不足比率の状況

[算定式]

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} &= (\text{流動負債} - \text{控除企業債等} - \text{控除未払金等} - \text{控除額等}) \\ &+ \text{算入地方債の現在高} - (\text{流動資産} - \text{控除財源} - \text{控除額等}) \\ &- \text{解消可能資金不足額} \end{aligned}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻化を示すもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業としての経営状況の判断指標として算定される。

この比率が経営健全化基準(20.0%)以上である場合、経営健全化計画を策定しなければならない。

(1) 水道事業会計

令和5年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△599,755千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減	増減率
資金の不足額 ア+イ-ウ-エ=A	△ 599,755	△ 570,047	△ 29,708	5.2
流動負債等 ①-②-③-④-⑤=ア	420,221	350,478	69,743	19.9
流動負債 ①	784,146	731,592	52,554	7.2
控除企業債等 ②	363,925	381,114	△ 17,189	△ 4.5
控除未払金等 ③	0	0	0	-
控除額 ④	0	0	0	-
控除引当金等 ⑤	0	0	0	-
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	-
流動資産等 ⑥-⑦-⑧+⑨=ウ	1,019,976	920,525	99,451	10.8
流動資産 ⑥	1,019,976	920,525	99,451	10.8
控除財源 ⑦	0	0	0	-
控除額 ⑧	0	0	0	-
貸倒引当金 ⑨	0	0	0	-
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	-
事業の規模 オ-カ=B	995,644	902,326	93,318	10.3
営業収益の額 オ	1,011,570	905,497	106,073	11.7
受託工事収益の額 カ	15,926	3,171	12,755	402.2
<b>資金不足比率 (A/B×100)</b>	-	-	-	3.0
	(△ 60.2)	(△ 63.2)		

(注) 資金剰余額がある場合、資金の不足額は負の値で表示される。( )内の数値は、資金剰余比率を負数で表示した場合の比率である。以下の表について同じ。

(2) 工業用水道事業会計

令和5年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△8,649千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

工業用水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減	増減率
資金の不足額 ア+イ-ウ-エ=A	△ 8,649	△ 8,649	0	0.0
流動負債等 ①-②-③-④-⑤=ア	99,789	56,265	43,524	77.4
流動負債 ①	99,789	56,265	43,524	77.4
控除企業債等 ②	0	0	0	-
控除未払金等 ③	0	0	0	-
控除額 ④	0	0	0	-
控除引当金等 ⑤	0	0	0	-
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	-
流動資産等 ⑥-⑦-⑧+⑨=ウ	108,438	64,914	43,524	67.0
流動資産 ⑥	108,438	64,914	43,524	67.0
控除財源 ⑦	0	0	0	-
控除額 ⑧	0	0	0	-
貸倒引当金 ⑨	0	0	0	-
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	-
事業の規模 オ-カ=B	212,562	215,566	△ 3,004	△ 1.4
営業収益の額 オ	212,562	215,566	△ 3,004	△ 1.4
受託工事収益の額 カ	0	0	0	-
<b>資金不足比率 (A/B×100)</b>	-	-	-	△ 0.1
	(△ 4.1)	(△ 4.0)		

(3) 下水道事業会計

令和5年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△622,496千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

下水道事業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減	増減率
資金の不足額 ア+イ-ウ-エ=A	△ 622,496	△ 653,220	30,724	△ 4.7
流動負債等 ①-②-③-④-⑤=ア	1,065,021	318,791	746,230	234.1
流動負債 ①	3,286,402	2,550,391	736,011	28.9
控除企業債等 ②	2,221,381	2,231,600	△ 10,219	△ 0.5
控除未払金等 ③	0	0	0	-
控除額 ④	0	0	0	-
控除引当金等 ⑤	0	0	0	-
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	-
流動資産等 ⑥-⑦-⑧+⑨=ウ	1,687,517	972,011	715,506	73.6
流動資産 ⑥	1,687,517	972,011	715,506	73.6
控除財源 ⑦	0	0	0	-
控除額 ⑧	0	0	0	-
貸倒引当金 ⑨	0	0	0	-
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	-
事業の規模 オ-カ=B	2,088,651	2,139,902	△ 51,251	△ 2.4
営業収益の額 オ	2,088,651	2,139,902	△ 51,251	△ 2.4
受託工事収益の額 カ	0	0	0	-
<b>資金不足比率 (A/B×100)</b>	- (△ 29.8)	- (△ 30.5)	- 0.7	

(4) 病院事業会計

令和5年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△1,012,726千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

病院事業会計

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	増減	増減率
資金の不足額 ア+イ-ウ-エ=A	△ 1,012,726	△ 1,048,721	35,995	△ 3.4
流動負債等 ①-②-③-④-⑤=ア	811,958	513,915	298,043	58.0
流動負債 ①	862,697	586,205	276,492	47.2
控除企業債等 ②	50,739	72,290	△ 21,551	△ 29.8
控除未払金等 ③	0	0	0	-
控除額 ④	0	0	0	-
控除引当金等 ⑤	0	0	0	-
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	-
流動資産等 ⑥-⑦-⑧+⑨=ウ	1,824,684	1,562,636	262,048	16.8
流動資産 ⑥	1,824,684	1,562,636	262,048	16.8
控除財源 ⑦	0	0	0	-
控除額 ⑧	0	0	0	-
貸倒引当金 ⑨	0	0	0	-
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	-
事業の規模 オ-カ=B	3,764,614	4,032,705	△ 268,091	△ 6.6
営業収益の額 オ	3,764,614	4,032,705	△ 268,091	△ 6.6
受託工事収益の額 カ	0	0	0	-
<b>資金不足比率 (A/B×100)</b>	- (△ 26.9)	- (△ 26.0)	- △ 0.9	

## む す び

以上のとおり、令和5年度の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っている。しかし、これらの比率が同法に定める基準以下となっていることだけをもって、当市の財政・経営の健全性が保証されるものではない。

令和5年度の決算において、一般会計等の実質収支額は1,014,851千円となっており、実質赤字比率は「-」（黒字）となっている。

また、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は、192,659千円であり、法適用公営企業会計の資金剰余額は2,243,626千円であり、連結実質赤字比率の対象となる会計全体の実質収支額と資金剰余額の合計は3,451,136千円となっており、連結実質赤字比率は「-」（黒字）となっている。

実質公債費比率（3カ年平均）は前年度の4.8%から5.2%に上昇（悪化）している。これは3カ年平均であることから、令和5年度単年度の実質公債費比率が、前年度に算入されていた令和2年度単年度の比率を上回ったことによるものである。また、将来負担比率については、51.6%と前年度の61.0%から9.4ポイント低下（改善）している。

公営企業4会計では、資金剰余額が、水道事業会計で599,755千円、工業用水道事業会計で8,649千円、下水道事業会計で622,496千円及び病院事業会計で1,012,726千円それぞれ生じており、資金不足比率は算出されていない。

中期財政計画によれば、今後も大型事業実施に伴うランニングコストや多額の公債費の償還が見込まれているうえ、高砂市民病院将来構想に基づく費用負担が市の財政に与える影響も懸念されるところである。さらに、金利や物価の上昇や労働人口減による税収減などの不確定要素も含め、継続して厳しい財政運営が予測されることから、これまで以上に既存事業の見直しをするとともに費用対効果を分析し、事業の取捨選択を行うべきである。

いずれにせよ、将来にわたり持続可能な財政運営を行えるよう、職員一丸となって限られた財源の中で効果的・効率的な施策の実施を期待するところである。

## 参考資料

### 用語説明

#### (1)健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

#### (2)実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

#### (3)連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

#### (4)実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率である。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

(※)標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ)。

#### (5)将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率である。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(6)資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(7)標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(8)資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本としている。

(9)早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(10)財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(11)経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。